

静岡県地域防災計画

新旧対照表 (案)

令和5年 月

1 共通対策編

頁	旧	新	備考																				
1 3	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○県内で砂防指定地が 1,725 箇所、地すべり防止区域が 190 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 1,306 箇所及び土砂災害警戒区域が 18,218 箇所 (いずれも令和 3 年度末) 指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9 参照) (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○県内で砂防指定地が 1,728 箇所、地すべり防止区域が 190 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 1,315 箇所及び土砂災害警戒区域が 18,243 箇所 (いずれも令和 4 年度末) 指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9 参照) (略)</p>	<p>時点更新</p>																				
1 5	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等相互間の通信手段</td> <td>(略) (新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	防災関係機関等相互間の通信手段	(略) (新設)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等相互間の通信手段</td> <td>(略) ・フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害のある方への情報伝達体制の整備</td> <td>・県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	防災関係機関等相互間の通信手段	(略) ・フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。	(略)	(略)	障害のある方への情報伝達体制の整備	・県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	<p>県の取組を記載</p> <p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行 (令和4年5月) を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
区分	内容																						
(略)	(略)																						
防災関係機関等相互間の通信手段	(略) (新設)																						
(略)	(略)																						
(新設)	(新設)																						
区分	内容																						
(略)	(略)																						
防災関係機関等相互間の通信手段	(略) ・フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。																						
(略)	(略)																						
障害のある方への情報伝達体制の整備	・県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。																						

1 共通対策編

頁	旧	新	備考																																																						
1 6	<p>・気象観測施設の現況 (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>31 (31)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>47 (47)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>118 (117)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>196 (195)</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p> <p>・水位観測施設の現況 (令和4年4月1日現在) 設置場所：資料編Ⅱ6-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>28 (28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>161 (160)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>189 (188)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p> <p>(略)</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	31 (31)	18	国土交通省	47 (47)	12	静岡県	118 (117)	0	計	196 (195)	30	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	28 (28)		静岡県	161 (160)		計	189 (188)		<p>・気象観測施設の現況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>31 (31)</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>46 (46)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>117 (117)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>194 (194)</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p> <p>・水位観測施設の現況 (令和5年4月1日現在) 設置場所：資料編Ⅱ6-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>28 (28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>322 (211)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>350 (238)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p> <p>(略)</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	31 (31)	19	国土交通省	46 (46)	12	静岡県	117 (117)	0	計	194 (194)	31	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	28 (28)		静岡県	322 (211)		計	350 (238)		<p>○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>時点更新等</p>
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																																							
気象庁	31 (31)	18																																																							
国土交通省	47 (47)	12																																																							
静岡県	118 (117)	0																																																							
計	196 (195)	30																																																							
関係機関名	水位観測施設	備考																																																							
国土交通省	28 (28)																																																								
静岡県	161 (160)																																																								
計	189 (188)																																																								
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																																							
気象庁	31 (31)	19																																																							
国土交通省	46 (46)	12																																																							
静岡県	117 (117)	0																																																							
計	194 (194)	31																																																							
関係機関名	水位観測施設	備考																																																							
国土交通省	28 (28)																																																								
静岡県	322 (211)																																																								
計	350 (238)																																																								
2 3	<p>第6節 住民の避難体制</p> <p>(略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上</p> <p>市町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 住民の避難体制</p> <p>(略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上</p> <p>市町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画(令和4年6月)を踏まえた修正</p>																																																						
2 4	<p>(1)避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>① 市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>④ 市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換</p>	<p>(1)避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>① 市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>④ 市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換</p>	<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な</p>																																																						

1 共通対策編

頁	旧	新	備考
	<p>気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>⑤ 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1)市町</p> <p>市町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市町は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>⑤ 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1)市町</p> <p>市町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>なお、市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>開設及び防災機能設備等の強化の推進について」(令和4年1月)を踏まえた修正(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けた具体化検討会」を踏まえた修正(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハ</p>

1 共通対策編

頁	旧	新	備考																								
31	<p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発 (略)</p> <p>・県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。</p> <p>第7節 防災訓練 (略)</p> <table border="1" data-bbox="195 961 1219 1360"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県救助作業隊員訓練の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。 ・これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。 (1)渡河 (2)登山 (3)飯ごう炊飯 (4)輸送 (5)荷役 (6)命令・伝達 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 (新設)</p> <table border="1" data-bbox="195 1667 1219 1971"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動の支援</td> <td> (略) (新設) (略) (新設) (略) (新設) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	県救助作業隊員訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。 ・これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。 (1)渡河 (2)登山 (3)飯ごう炊飯 (4)輸送 (5)荷役 (6)命令・伝達	(略)	(略)	区分	内容	ボランティア活動の支援	(略) (新設) (略) (新設) (略) (新設)	<p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発 (略)</p> <p>・県及び保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。</p> <p>※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。</p> <p>第7節 防災訓練 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1264 961 2288 1360"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>県及び市町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1264 1667 2288 1971"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動の支援</td> <td> (略) ・県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	区分	内容	ボランティア活動の支援	(略) ・ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。 ・ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。	<p>ウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>令和4年12月の感染症法改正により、新型インフルエンザ等感染症の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等への支援について、都道府県と市町村の情報共有を進めることが法律上明記されているため、記載ぶりを修正</p> <p>※令和5年5月7日までは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19に限る。)は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」であったが、5月8日に5類感染症に移行したため、修正後の表記の中には、新型コロナの療養者等は含まれない。</p> <p>救助作業隊の位置付けが実態に即していないため削除</p> <p>他節のような「主旨」を表現する前文が無かったため、防災基本計画の記載を参考に新規追加する。</p> <p>「災害VCの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携について」(令和3年9月)を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福</p>
区分	内容																										
(略)	(略)																										
県救助作業隊員訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。 ・これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。 (1)渡河 (2)登山 (3)飯ごう炊飯 (4)輸送 (5)荷役 (6)命令・伝達																										
(略)	(略)																										
区分	内容																										
ボランティア活動の支援	(略) (新設) (略) (新設) (略) (新設)																										
区分	内容																										
(略)	(略)																										
(削除)	(削除)																										
(略)	(略)																										
区分	内容																										
ボランティア活動の支援	(略) ・ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。 ・ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。																										

1 共通対策編

頁	旧		新		備考															
				・市町は災害ボランティアセンターの設置予定場所を市町地域防災計画に明記するよう努める。	<p>社協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>○都道府県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、都道府県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>○市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月）や「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和4年6月）を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個</p>															
	(略)	(略)	(略)	(略)																
31	<p>第12節 要配慮者支援計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(略)	(略)	(略)	(略)	避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供 	<p>第12節 要配慮者支援計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(略)	(略)	(略)	(略)	避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情
区分	内容																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供 																			
区分	内容																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情 																			

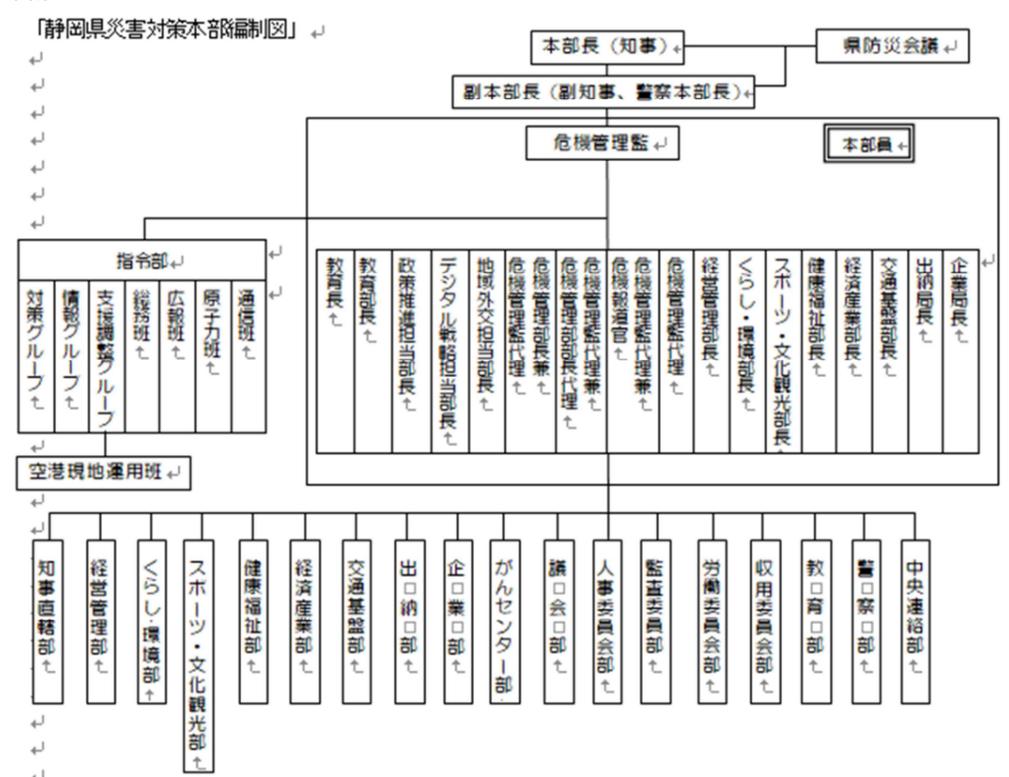
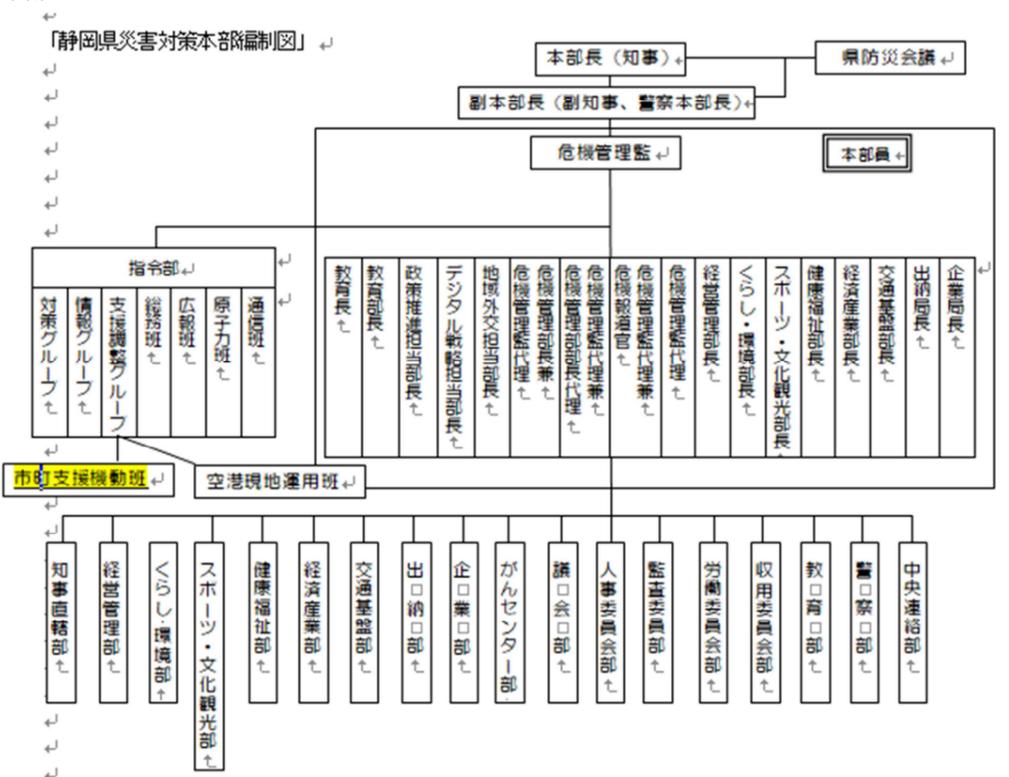
1 共通対策編

頁	旧	新	備考
	<p>する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 ・市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 ・市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 ・市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 ・市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 ・市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 ・市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 <p>・市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>・県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものととなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>
(略)	(略)	(略)	
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。	要配慮者利用施設における避難確保措置等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、 訓練を実施 するものとする。	水防法等の改定により、地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練実施が義務付けになったため。(水防法第15条)

1 共通対策編

頁	旧	新	備考																
33	<p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救助隊の整備</td> <td>市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	救助隊の整備	市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救助隊の整備</td> <td>市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の整備</td> <td>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の総合調整</td> <td>県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	救助隊の整備	市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。	保健医療福祉調整本部の整備	県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。	保健医療福祉調整本部の総合調整	県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。	<p>「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月）を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○都道府県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。 ○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p>
区分	内容																		
救助隊の整備	市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。																		
(新設)	(新設)																		
(新設)	(新設)																		
区分	内容																		
救助隊の整備	市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。																		
保健医療福祉調整本部の整備	県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。																		
保健医療福祉調整本部の総合調整	県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。																		
33	<p>第14節 応急住宅・災害廃棄物処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理</td> <td> ・県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 (新設) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	災害廃棄物処理	・県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 (新設)	<p>第14節 応急住宅・災害廃棄物処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理</td> <td> ・県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 ・市町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	災害廃棄物処理	・県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 ・市町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	<p>(防災基本計画抜粋) ○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>				
区分	内容																		
(略)	(略)																		
災害廃棄物処理	・県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 (新設)																		
区分	内容																		
(略)	(略)																		
災害廃棄物処理	・県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・県及び市町は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 ・市町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。																		
35	<p>(略)</p> <p>第20節 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>第20節 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p>	<p>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の改正（令和4年11月）を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の</p>																

1 共通対策編

頁	旧	新	備考								
<p>4 2</p>	<p>(新設)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 組織計画 (略)</p> <p>「静岡県災害対策本部編制図」</p>  <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」 〈危機担当監〉</p> <p>知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局長兼総務課長、スポーツ・文化観光部政策管理局長兼総務課長、健康福祉部政策管理局長、経済産業部政策管理局長、交通基盤部政策管理局長、出納局次長兼会計総務課長、企業局参事、教育委員会教育部 参事 (政策管理担当)</p>	<p>〇市町は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 組織計画 (略)</p> <p>「静岡県災害対策本部編制図」</p>  <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」 〈危機担当監〉</p> <p>知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局長兼総務課長、スポーツ・文化観光部政策管理局長兼総務課長、健康福祉部政策管理局長、経済産業部政策管理局長、交通基盤部政策管理局長、出納局次長兼会計総務課長、企業局参事、教育委員会教育部 理事 (政策管理担当)</p>	<p><u>管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>内閣府の作成する「防災基本計画」における「復興事前準備」の推進や、「地震津波アクションプログラム2023」に市町における「事前都市復興計画」策定推進の位置づけを受けて、この方針に基づき新規で位置づけた。</p> <p>市町支援機動班を新たに設置したため</p> <p>役職名の変更</p>								
<p>4 4</p>	<p>第3節 応援・受援計画</p> <p>1 応援の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="192 1869 1231 1963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の時期</td> <td>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	応援の時期	知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市	<p>第3節 応援・受援計画</p> <p>1 応援の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1261 1869 2300 1963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の時期</td> <td>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	応援の時期	知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市	<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p>
区分	内容										
応援の時期	知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市										
区分	内容										
応援の時期	知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市										

1 共通対策編

頁	旧		新		備考														
46		<p>町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>		<p>町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>															
	(略)	(略)	(略)	(略)															
	2 実施方法		2 実施方法																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町職員の応援</td> <td> <p>(1) 救助作業隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。 ・県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊サービス要綱＞によるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受入体制の確立</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町職員の応援</td> <td> <p>(1) 市町支援機動班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 ・派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 ・必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受入体制の確立</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 </td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <p>救助作業隊の位置付けが実態に即していないため削除</p> <p>市町支援機動班の設置に伴い、市町への応援の項目に当班の役割等を記載</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		県、市町職員の応援	<p>(1) 救助作業隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。 ・県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊サービス要綱＞によるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 	(略)	(略)	受入体制の確立	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町職員の応援</td> <td> <p>(1) 市町支援機動班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 ・派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 ・必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受入体制の確立</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	県、市町職員の応援	<p>(1) 市町支援機動班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 ・派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 ・必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 	(略)	(略)	受入体制の確立
区分	内容																		
県、市町職員の応援	<p>(1) 救助作業隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。 ・県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊サービス要綱＞によるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 																		
(略)	(略)																		
受入体制の確立	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町職員の応援</td> <td> <p>(1) 市町支援機動班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 ・派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 ・必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受入体制の確立</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	県、市町職員の応援	<p>(1) 市町支援機動班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 ・派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 ・必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 	(略)	(略)	受入体制の確立	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 	<p>救助作業隊の位置付けが実態に即していないため削除</p> <p>市町支援機動班の設置に伴い、市町への応援の項目に当班の役割等を記載</p>								
区分	内容																		
県、市町職員の応援	<p>(1) 市町支援機動班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 ・派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 ・必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。 <p>(2) 技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ・県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 																		
(略)	(略)																		
受入体制の確立	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用 																		

1 共通対策編

頁	旧				新				備考
53	<p>等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 (略)</p>				<p>等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 (略)</p>				<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p>
	(略)				(略)				
	第5節 災害広報計画				第5節 災害広報計画				
	1 県				1 県				
	区分	内容			区分	内容			<p>県所有の防災ヘリコプターは、広報用には使用しないため</p>
	(略)	(略)			(略)	(略)			
	広報実施方法	(略)			広報実施方法	(略)			
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	広報車、 ヘリコプター による広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、 防災ヘリコプター 、県所有の車両を用いて実施する。			広報車による広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、県所有の車両を用いて実施する。			
	(略)	(略)			(略)	(略)			
57	(略)				(略)				<p>気象庁の「避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動」の見直し</p>
	第7節 避難救出計画				第7節 避難救出計画				
	1 避難誘導				1 避難誘導				
	(略)				(略)				
	(1)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保				(1)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保				
	①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動				①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動				
	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	
	警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	

1 共通対策編

頁	旧				新				備考
	警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・ 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの） （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	
	警戒レベル3	高齢者等避難（市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2 	<p>危険な場所から高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	警戒レベル3	高齢者等避難（市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2 	<p>危険な場所から高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	
	警戒レベル4	避難指示（市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。 	警戒レベル4	避難指示（市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。 	

1 共通対策編

頁	旧				新				備考
	警戒レベル5	緊急安全確保（市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報（浸水害）) ※4 ・ (大雨特別警報（土砂災害）) ※4 ・ 高潮氾濫発生情報※5 	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。 	警戒レベル5	緊急安全確保（市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報（浸水害）) ※4 ・ (大雨特別警報（土砂災害）) ※4 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・ 高潮氾濫発生情報※5 	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。 	
63	<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p>				<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める とともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</p>				<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けた具体化検討会」を踏まえた修正(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に</p>

1 共通対策編

頁	旧	新	備考																										
6 5	<p>(略)</p> <p>ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有</p> <p>(略)</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>○富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p>	<p>(略)</p> <p>ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p>	<p>移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>富士山火山避難基本計画改定に伴う記載の見直し</p>																										
7 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者(内閣府との事前協議必要)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅応急修理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から1カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第13節 医療・助産計画</p> <p>(略)</p>	区分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者(内閣府との事前協議必要)	(略)	(略)	住宅応急修理	(略)	(略)	修理期間	災害発生の日から1カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 (削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅応急修理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から3カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第13節 医療・助産計画</p> <p>(略)</p>	区 分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 (削除)	(略)	(略)	住宅応急修理	(略)	(略)	修理期間	災害発生の日から3カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内	<p>平成25年内閣府告示第228号災害救助事務取扱要領(令和4年7月)に伴う修正</p>
区分	内 容																												
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者(内閣府との事前協議必要)																											
	(略)	(略)																											
住宅応急修理	(略)	(略)																											
	修理期間	災害発生の日から1カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内																											
区 分	内 容																												
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 (削除)																											
	(略)	(略)																											
住宅応急修理	(略)	(略)																											
	修理期間	災害発生の日から3カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内																											
7 4	<p>1 基本方針</p>	<p>1 基本方針</p>																											

1 共通対策編

頁	旧	新	備考												
	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>シ 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>ス 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>												
	(略)	(略)													
	第14節 防疫計画	第14節 防疫計画													
	(略)	(略)													
7 7	3 県民及び自主防災組織の実施事項 飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。	3 県民及び自主防災組織の実施事項 飲食者の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。	○157 などによる腸管出血性大腸菌感染症を例に取れば、食物から（子どもに）感染した場合には「食中毒」、その後、（子ども）から（両親）に広がった場合には「感染症」となる。そのため、「飲食物に起因する感染症及び食中毒」という表現は、広義では間違いはないが、狭義では適切とは言えないため、順番を逆にして「食中毒及び関連する感染症」に修正する。												
	4 関係団体の実施事項 飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。	4 関係団体の実施事項 飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。													
	(略)	(略)													
8 2	第19節 輸送計画 ○ 災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。	第19節 輸送計画 ○ 災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。	表現の適正化												
	(略)	(略)													
	第20節 交通応急対策計画	第20節 交通応急対策計画													
	(略)	(略)													
8 9	3 航空交通の確保	3 航空交通の確保													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急用務空</td> <td>県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	緊急用務空	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急用務空</td> <td>県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	緊急用務空	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、 <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて</u>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して</u></p>
区分	内容														
(略)	(略)														
緊急用務空	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊														
区分	内容														
(略)	(略)														
緊急用務空	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、 <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて</u>														

1 共通対策編

頁	旧	新	備考																														
90	<p>域指定の依頼 急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>第21節 応急教育計画 (略) 1 基本方針 (略) (2)また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。 (略) 第22節 社会福祉計画 (略) 2 実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん </td> </tr> <tr> <td colspan="2">り災低所得者に対する生活保護の適用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">り災者の生活相談</td> <td>実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td>相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</td> </tr> <tr> <td>協力機関</td> <td>県、県社会福祉協議会（県・市町）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 第26節 ボランティア活動支援計画 (略) 1 県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政・NPO・ボランティア等の三者連携</td> <td>県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん 	り災低所得者に対する生活保護の適用		り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	協力機関	県、県社会福祉協議会（県・市町）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	区分	内容	行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について	<p>域指定の依頼 じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>第21節 応急教育計画 (略) 1 基本方針 (略) (2)また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。 (削除) (略) 第22節 社会福祉計画 (略) 2 実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん </td> </tr> <tr> <td colspan="2">り災低所得者に対する生活保護の適用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">り災者の生活相談</td> <td>実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td>相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</td> </tr> <tr> <td>協力機関</td> <td>県、県社会福祉協議会（県・市町）、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 第26節 ボランティア活動支援計画 (略) 1 県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政・NPO・ボランティア等の三者連携</td> <td>県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん 	り災低所得者に対する生活保護の適用		り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	協力機関	県、県社会福祉協議会（県・市町）、 静岡県災害対策士業連絡会 、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	区分	内容	行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、 災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、 平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関	<p>航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>誤記訂正</p> <p>最近の災害による教訓を踏まえた修正</p> <p>「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図</p>
区分	内容																																
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん 																																
り災低所得者に対する生活保護の適用																																	
り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）																																
	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談																																
協力機関	県、県社会福祉協議会（県・市町）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関																																
区分	内容																																
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について																																
区分	内容																																
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん 																																
り災低所得者に対する生活保護の適用																																	
り災者の生活相談	実施機関 市町（被害が大きい場合は県と共催）																																
	相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談																																
協力機関	県、県社会福祉協議会（県・市町）、 静岡県災害対策士業連絡会 、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関																																
区分	内容																																
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、 災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、 平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関																																
96	<p>行政・NPO・ボランティア等の三者連携</p>	<p>行政・NPO・ボランティア等の三者連携</p>	<p>「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図</p>																														

1 共通対策編

頁	旧	新	備考																																																						
97	<p>て整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請計画 (略)</p> <p>1 災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要請内容</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水支援</td> <td>被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		要請内容	(略)	(略)	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水	(略)	(略)	<p>する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請計画 (略)</p> <p>1 災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要請内容</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>給食、給水及び入浴支援</td> <td>被災者に対する給食、給水及び入浴支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		要請内容	(略)	(略)	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援	(略)	(略)	<p>るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動環境</u>について配慮するものとする。</p> <p>防衛省業務計画（令和4年3月17日）に伴う修正</p>																																		
	区分	内容																																																							
要請内容	(略)	(略)																																																							
	炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水																																																							
	(略)	(略)																																																							
区分	内容																																																								
要請内容	(略)	(略)																																																							
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援																																																							
	(略)	(略)																																																							
98	<p>(略)</p> <p>2 災害派遣要請 <自衛隊緊急時連絡先一覧></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 隊 名 (駐とん地名等)</th> <th rowspan="2">時 間 内</th> <th rowspan="2">時 間 外</th> <th colspan="3">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <th>代 表 番 号</th> <th>時間内 (内線)</th> <th>時間外 (内線)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第1戦車大隊 (駒門)</u></td> <td><u>第3係主任</u></td> <td><u>部隊当直司令</u></td> <td><u>御殿場 <防災行政無線152-9000></u></td> <td><u>481</u></td> <td><u>499</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第34節 県有施設及び設備等の対策計画 (略)</p> <p>表1</p>	部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>第1戦車大隊 (駒門)</u>	<u>第3係主任</u>	<u>部隊当直司令</u>	<u>御殿場 <防災行政無線152-9000></u>	<u>481</u>	<u>499</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>2 災害派遣要請 <自衛隊緊急時連絡先一覧></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 隊 名 (駐とん地名等)</th> <th rowspan="2">時 間 内</th> <th rowspan="2">時 間 外</th> <th colspan="3">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <th>代 表 番 号</th> <th>時間内 (内線)</th> <th>時間外 (内線)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第34節 県有施設及び設備等の対策計画 (略)</p> <p>表1</p>	部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1戦車大隊廃止に伴う修正</p>
部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内				時 間 外	電 話 番 号																																																			
		代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
<u>第1戦車大隊 (駒門)</u>	<u>第3係主任</u>	<u>部隊当直司令</u>	<u>御殿場 <防災行政無線152-9000></u>	<u>481</u>	<u>499</u>																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号																																																						
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
<u>(削除)</u>																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				

1 共通対策編

頁	旧		新		備考
		ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等		ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)		

2 地震対策編

頁	旧	新	備考															
2 2	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。 県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(8) 対策計画の作成指導及び届出の受理 (略)</p> <p>2 市町 (略)</p> <p>(7) 対策計画の作成指導及び届出の受理（南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。） (略)</p> <p>3 防災関係機関 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。 県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (略)</p> <p>2 市町 (略)</p> <p>(7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。） (略)</p> <p>3 防災関係機関 (略)</p> <p>(5) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用は停止されたものの、大規模地震対策特別措置法は存続しており、地震防災応急計画の策定を義務づけられている者は届出の必要があるため修正 (以下同様)</p>															
2 8	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p>	処理すべき事務又は業務		(略)		コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。		(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p>	処理すべき事務又は業務		(略)		コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の 地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。		(略)	
処理すべき事務又は業務																		
(略)																		
コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。																		
(略)																		
処理すべき事務又は業務																		
(略)																		
コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の 地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。																		
(略)																		
3 1	<p>3 防災関係機関 ○防災関係機関は、それぞれ定めた南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。 ○その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>機関名等</th> <th>重点事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対策計画の作成義務者</td> <td>ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導</td> </tr> </table>	機関名等	重点事項	(略)	(略)	対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導	<p>3 防災関係機関 ○防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。 ○その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>機関名等</th> <th>重点事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震防災応急計画及</td> <td>ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導</td> </tr> </table>	機関名等	重点事項	(略)	(略)	地震防災応急計画及	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導				
機関名等	重点事項																	
(略)	(略)																	
対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導																	
機関名等	重点事項																	
(略)	(略)																	
地震防災応急計画及	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導																	

2 地震対策編

頁	旧	新	備考
3 2	<p>ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項</p> <p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせることで対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>○「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。</p>	<p>び対策計画の作成義務者</p> <p>ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項</p> <p>(略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○県は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の県民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>○「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。</p>	<p>地震・津波対策アクションプログラム2023への改定に伴う修正</p>
4 5	<p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>(略)</p> <p>I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>・関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。</p>	<p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>(略)</p> <p>I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>・関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。</p>	<p>誤記訂正</p>
4 6	<p>(略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知</p> <p>県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。</p> <p>県及び市町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知</p> <p>県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。</p> <p>県及び市町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。</p>	<p>誤記訂正</p>
5 9	<p>(略)</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第15節 対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。</p>	<p>(略)</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。</p>	

2 地震対策編

頁	旧	新	備考
	<p>また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。 (略)</p>	<p>また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。 (略)</p>	

3 津波対策編

頁	旧	新	備考															
1	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。 (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>○県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>○「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。 (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>○県は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の県民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>○「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。 (略)</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用は停止されたものの、大規模地震対策特別措置法は存続しており、地震防災応急計画の策定を義務づけられている者は届出の必要があるため修正 (以下同様)</p> <p>地震・津波対策アクションプログラム2023への改定に伴う修正</p>															
25	<p>2 津波に強いまちづくり (略)</p> <p>○県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>○県及び市町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。 (略)</p>	<p>2 津波に強いまちづくり (略)</p> <p>○県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>○県及び市町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>															
35	<p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第2節 情報活動 1 津波情報等の種類 (略)</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>津波の高さ予想の区分</th> <th>発表される津波の高さ</th> <th>津波警報等を見聞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>数値で示す</td> <td>同一地震</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同じ場合</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	津波警報等を見聞				数値で示す	同一地震					同じ場合	<p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第2節 情報活動 1 津波情報等の種類 (略)</p>	
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	津波警報等を見聞														
			数値で示す	同一地震														
				同じ場合														

3 津波対策編

頁	旧					新					備考		
(略) 2 津波情報等の伝達系統図	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ 5m<高さ≤10m 3m<高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ 5m<高さ≤10m 3m<高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	表現の適正化
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

3 津波対策編

頁	旧	新	備考																																																																																																													
	<p> 法令（気象業務法等）による通知系統 地域防災計画、行政協定による伝達系統 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注）特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。 </p>	<p> 法令（気象業務法等）による通知系統 地域防災計画、行政協定による伝達系統 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注）特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。 </p>	<p>気象庁防災情報提供システム送達経路見直しに伴う変更</p>																																																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																																																														
	沿岸市町一覧表（平成31年4月1日時点）	沿岸市町一覧表（令和5年4月1日時点）	時点更新																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域局</th> <th colspan="6">沿岸市町一覧表</th> <th>沿岸市町</th> <th>津波避難計画策定済みの市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td>下田市</td> <td>東伊豆町</td> <td>河津町</td> <td>南伊豆町</td> <td>松崎町</td> <td>西伊豆町</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>静岡市</td> <td>焼津市</td> <td>牧之原市</td> <td>吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜松市</td> <td>磐田市</td> <td>掛川市</td> <td>袋井市</td> <td>湖西市</td> <td>御前崎市</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	地域局	沿岸市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6	東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5	中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4	西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6	計							21	21	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域局</th> <th colspan="6">沿岸市町一覧表</th> <th>沿岸市町</th> <th>津波避難計画策定済みの市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td>下田市</td> <td>東伊豆町</td> <td>河津町</td> <td>南伊豆町</td> <td>松崎町</td> <td>西伊豆町</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>静岡市</td> <td>焼津市</td> <td>牧之原市</td> <td>吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜松市</td> <td>磐田市</td> <td>掛川市</td> <td>袋井市</td> <td>湖西市</td> <td>御前崎市</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	地域局	沿岸市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6	東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5	中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4	西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6	計							21	21	(略)	
地域局	沿岸市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																																																																								
賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6																																																																																																								
東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5																																																																																																								
中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4																																																																																																								
西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6																																																																																																								
計							21	21																																																																																																								
地域局	沿岸市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																																																																								
賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6																																																																																																								
東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5																																																																																																								
中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4																																																																																																								
西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6																																																																																																								
計							21	21																																																																																																								

5 風水害対策編

頁	旧	新	備考
9	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>2 海岸防災林造成事業</p> <p>海浜からの強風や飛砂及び潮の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。(事業については、第6節「山地災害防除計画」を参照)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p>(略)</p> <p>2 海岸防災林造成事業</p> <p>海浜からの強風や飛砂及び潮の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。(事業については、第7節「山地災害防除計画」を参照)</p> <p>(略)</p>	<p>誤記訂正</p>
14	<p>第11節 盛土災害防除計画</p> <p>○県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>○県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 盛土災害防除計画</p> <p>○県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>○県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行(令和5年5月)を踏まえた修正</p>

7 大火災対策編

頁	旧	新	備考
	[修正なし]		

8 大規模事故対策編

頁	旧	新	備考
5	<p>I 道路事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>(略)</p> <p>3 県内の交通事故件数等</p> <p>令和3年中に静岡県内で発生した交通事故は19,382件で、死者数は89人となっており、件数では全国で6番目、死者数では10番目に多い。</p> <p>(略)</p>	<p>I 道路事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 予想される事故と地域</p> <p>(略)</p> <p>3 県内の交通事故件数等</p> <p>令和4年中に静岡県内で発生した交通事故は18,678件で、死者数は83人となっており、件数では全国で6番目、死者数では10番目に多い。</p> <p>(略)</p>	<p>時点更新</p>